

## 第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画の策定について

## 1 策定の趣旨

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づき、市町村は、国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画を策定する必要があるが、現行の「第 4 期障がい福祉計画」が平成 29 年度で計画期間満了となるため、新たに次期（第 5 期）計画を策定する。

また、平成 28 年 5 月の児童福祉法の一部改正により、新たに市町村に策定が義務付けられた障がい児福祉計画を策定する。

<経緯>

障がい福祉計画		障がい児福祉計画	
区分	計画期間	区分	計画期間
第 1 期	18～20 年度	—	—
第 2 期	21～23 年度	—	—
第 3 期	24～26 年度	—	—
第 4 期	27～29 年度	—	—
第 5 期	30～32 年度	第 1 期	30～32 年度

## 2 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度まで（3 年間）

## 3 策定スケジュール

時期	内容
6～7 月	障がい者（児）のニーズに関するアンケート調査
8 月	第 1 回障がい者施策審議会 → 現行計画の振り返り・次期計画の構成（案）について
10 月	第 2 回障がい者施策審議会 → 計画素案の策定・検討
11 月	第 3 回障がい者施策審議会 → 計画素案の確定
12 月	議会報告・パブリックコメント
2 月	第 4 回障がい者施策審議会 → パブリックコメントの報告・計画の承認
3 月	計画策定（社会福祉審議会等で報告）

## 4 国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(平成 29 年 3 月 31 日付け障企発 0331 第 6 号通知)

### 一 基本理念

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- 3 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組【新設】
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援【新設】

### 二 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 1 訪問系サービスの保障
- 2 日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進(定着の推進)【拡充】

### 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援【新設】
- 4 協議会の設置等（自立支援協議会、発達障がい者支援地域協議会等）

### 四 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備  
(重症心身障がい児・医療的ケア児等への支援体制の充実)
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

### 五 成果目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行【時点の変更】
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
- 3 地域生活支援拠点等の整備【時点の変更】
- 4 福祉施設からの一般就労への移行等【拡充】
- 5 障がい児の支援の提供体制の整備等【新設】

## < 一 基本理念 >

### 4 地域共生社会の実現に向けた取組【新設】

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組を計画的に推進する。

- ① **地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り**
- ② **地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組**
- ③ **人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築**

## < 一 基本理念 >

### 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援 【新設】

#### ① 質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実

障がいの種別に関わらず、身近な地域で支援が受けられるよう障がい児通所支援及び障がい児相談支援については市町村を、障がい児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、支援体制の充実を図る

#### ② 切れ目の無い一貫した支援体制の構築

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する

#### ③ 地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進

障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する

## ＜二 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 ＞

### 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進【拡充】

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

#### 第80回部会資料

#### 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

#### 対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

#### 支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



H29.6.26  
社会保障審議会障害者部会  
(第85回)資料より

## < 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 >

### 3 発達障がい者等に対する支援【新設】

地域の実情に応じた発達障がい者支援の体制整備を計画的に図るため、発達障がい者支援地域協議会の設置や、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるような適切な支援を行う。

#### 発達障害者支援法の改正

- 発達障害者支援法の改正により、以下のことが規定された。
  - ・ 都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援に従事する関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができること。
  - ・ 都道府県等は、発達障害者の支援を行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること。

#### 基本指針への記載(案)

- 上記の改正を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 三 相談支援の体制の確保に関する基本的考え方」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、自治体内の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備を計画的に行うため、発達障害者支援地域協議会の設置が重要であること。
  - ・ 都道府県等は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるようにするため、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置などの適切な配慮を行うこと。

#### 活動指標(案)

- 上記の基本的考え方を踏まえ、第5期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者支援地域協議会並びに発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの活動指標を次のように設定してはどうか。

##### 【活動指標】

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- 発達障害者支援センターの相談件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関や地域住民への研修、啓発件数

H29.3.8  
障害保健福祉  
主管課長会議資料より

## < 五 成果目標 >

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行【時点の変更】

施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が高くなり、地域生活への移行者数は減少傾向にあるため、設定割合、基準年度を変更

#### 第4期障がい福祉計画

##### ① 施設入所者の地域生活への移行

平成29年度末時点において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行

##### ② 施設入所者数の削減

平成29年度末時点において、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減



#### 第5期障がい福祉計画

##### ① 施設入所者の地域生活への移行

平成32年度末時点において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行

##### ② 施設入所者数の削減

平成32年度末時点において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減

## < 五 成果目標 >

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新設】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築

#### ① 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

#### ② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することで、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能となることから、国が提示する推計式を用いて、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定

#### ③ 精神病床における早期退院率

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることにより、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値を設定

入院後3か月時点	入院後6か月時点	入院後1年時点
69%以上	84%以上	90%以上

※32年度末時点における目標値



## < 五 成果目標 >

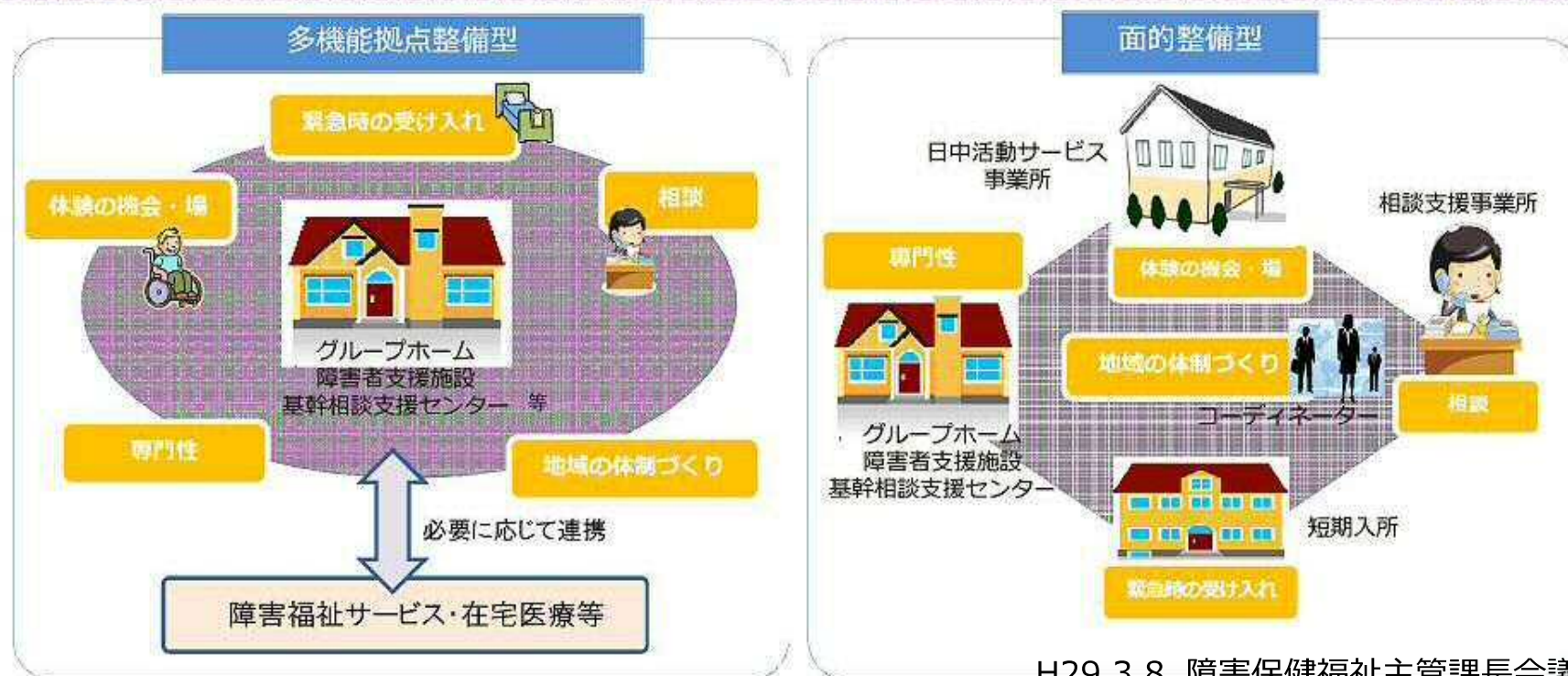
### 3 地域生活支援拠点等の整備【時点の変更】

平成29年度末までに各市町村に少なくとも1つ整備することを基本としていたが、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況を鑑み、現行の成果目標を平成32年度末まで維持する

(参考：地域生活支援拠点等の整備数 20市町村 2圏域 (H28.9月時点))

●**地域生活支援拠点等の整備手法 (イメージ)** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



## < 五 成果目標 >

### 4 福祉施設からの一般就労への移行等 【拡充】

#### 第4期障がい福祉計画

- ① 平成29年度中に平成24年度実績の**2倍以上**が福祉施設から一般就労へ移行
- ② 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から**6割以上**増加
- ③ 平成29年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を**全体の5割以上**



#### 第5期障がい福祉計画

- ① 平成32年度中に平成28年度実績の**1.5倍以上**が福祉施設から一般就労へ移行
- ② 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者から**2割以上**増加
- ③ 平成32年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を**全体の5割以上**
- ④ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする

## < 五 成果目標 >

### 5 障がい児支援の提供体制 【新設】

平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村に対し障がい児福祉計画の作成が義務付けられた。そのため、障がい児支援の提供体制の確保に関する成果目標を設定する。

- ① 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置
- ② すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置
- ④ 医療的ケア児が適切な支援が受けられるように、市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

